

コベカツクラブの団体管理および相談・助言・支援業務 委託仕様書

1. 委託業務名称

コベカツクラブの団体管理および相談・助言・支援業務（以下、「委託事業」という。）

2. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※本業務は、令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがある。

3. 概要

神戸市では、将来に渡って子供たちが多様な活動に参加できる機会を確保するため、令和8年度中に部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「KOBE◆KATSU（コベカツ）」の開始に向けて取り組みを進めている。

本業務は、「コベカツ」の担い手となる活動団体「コベカツクラブ」を確保し、円滑な運営の実現に向けて、以下の業務を実施する。

4. 業務内容

委託事業に関する詳細内容は以下のとおりとする。

なお、団体登録数は次のとおり想定している。

第1次募集終了後：約600団体

第2次募集（6月予定）終了後：約800団体

第3次募集（11月予定）終了後：約900団体

（1）団体管理業務

①コベカツクラブ登録申請にかかる問合せ対応

- ・各団体が e-KOBE（神戸市スマート申請システム）を通じてスムーズに登録申請できるよう、申請に関する問合せ窓口を設置する。
- ・2回線以上の電話回線を設置し、平日9時から17時を基本として対応する。

②コベカツクラブ情報変更受付・データ更新

- ・登録申請した情報の変更が必要な団体から、情報の変更に関する申請を受け付け、データシステム（神戸市が準備）を更新する。
- ・e-KOBEの閲覧が可能なPCを確保し、e-KOBEの閲覧のみに利用する。詳細は神戸市と調整する。

③コベカツクラブのスタッフの研修受講にかかる対応

- ・登録団体のスタッフ全員が毎年受講するオンライン研修（神戸市が準備）について、受講に関する問合せ対応をはじめ、未受講の状態が一定期間経過している団体に対して、速やかな受講を促し、必要に応じて電話連絡等を行う。

※令和7年度の研修の受講は、7月以降を想定

④コベカツクラブの活動場所（中学校施設）の調整

- ・神戸市立中学校と活動場所の調整を行うため、コベカツクラブの希望を「学校」「曜日」「時間」ごとに可視化できるようにまとめ、希望が重複している部分を把握できるように整理する。

⑤コベカツクラブの設置状況の分析および偏在地域の特定

- ・登録状況や申請状況を分析し、種目ごとにコベカツクラブが少ない地域を特定する。

(2) 相談・助言・支援業務

①コベカツクラブ等の相談・助言

- ・コベカツクラブや参加者等からの相談に対応し、必要に応じて助言を行う。
- ・運営に関する相談対応について、2回線以上の電話回線（(1) ①と併用可能）を設置し、平日9時から17時を基本として対応する。

②活動内容に疑義があるコベカツクラブへの対応・現地確認

- ・活動内容に疑義があるコベカツクラブに対し、必要に応じて現地において事実確認を行い、神戸市に報告し、指導・対応を行う。

③コベカツクラブの申請が少ない地域の活動団体掘り起こし

- ・(1) ⑤により特定した地域において、活動団体となり得る団体（保護者等を含む）の掘り起こしを行い、登録申請が促進されるようサポートを行う。

(3) その他提案により実施する業務

- ・コベカツクラブの、①円滑な運営や②申請が少ない地域における活動団体の効果的な掘り起こしを目的として、①②それぞれの提案を行い、実施する。

例) 団体運営・会計等の研修の実施、説明会の開催など

(4) 進捗および業務報告

- ・神戸市との情報共有を密にし、業務実施中に生じた課題等については、より効果的な方法について随時、検討・議論をしながら、共通の方向性を持って効果的に業務を進めること。
- ・報告様式を定め、進捗状況や対応状況について、月例の報告を行うこと。
- ・綿密な情報共有を行うことを目的として、月1回の定例的な報告を行うこと。報告様式は神戸市と協議のうえ決定する。
- ・3期（7月、11月、3月）に分けて、事業報告書を提出すること。
- ・本事業終了後、「履行届兼検査合格報告書」（事業報告書）及び「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を作成し、神戸市に提出すること。

(5) 成果物

- ・成果物は、特に指定がない限り電子データによるものとし、全て日本語表記とすること。

①事業報告書・打合せ簿

②業務フロー、マニュアル類一式

③申請状況に関する分析データ

5. 委託金額

上限額 24,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

受託者は契約額の範囲内において、委託事業に係る経費のすべてをまかなうものとする。

6. 個人情報の保護及びセキュリティの確保

受託者は、委託契約約款第 18 条及び第 19 条に定めるもののほか、「情報セキュリティ遵守特記事項」に記載の内容を遵守すること。

- ①「情報セキュリティ遵守特記事項」
- ②「神戸市情報セキュリティ基本方針」
- ③「神戸市情報セキュリティ対策基準」

※ ①～③については、以下の神戸市ホームページから最新版をダウンロードすること。

【神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市ホームページ）】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

7. その他

- (1) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータの著作権及び所有権は、神戸市に帰属すること。
- (2) 受託者は、神戸市が提供する情報等については本業務のみに使用し、本業務終了後には複写等の資料・データを含めて返還しなければならない。なお、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、改正個人情報保護法及び情報セキュリティ遵守特記事項を順守しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、ただちに神戸市と受託者で協議することとする。
- (4) 神戸市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。
- (5) 本事業は、スポーツ庁が実施する、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を活用する予定のため、スポーツ庁が指定する報告様式に対応すること。